

技能实习信息

— 关于年金退出补助金制度 —

诸位技能实习生根据所属实习实施机关的规模及工种等，都要加入厚生年金保险或国民年金，并缴纳相应的保险费。加入了这些制度，在丧失被保险人资格的情况下，若满足下记1所规定的条件，根据加入的状况，有能够返还所缴纳的保险费的一部分的制度即退出补助金制度。这一制度和诸位息息相关，所以这里将其概要和手续方面作为重点说明。

1 领取退出补助金的規定条件

作为领取退出补助金的必要条件，必须全部满足以下5个条件：①没有日本国籍②缴纳国民年金或厚生年金保险费6个月以上③在日本没有住址④未曾领取过年金（含伤病残补贴）⑤从在日本没有住址的那天算起2年之内提出申请。

并且，上記②所说的6个月以上的月数计算是指厚生年金保险的被保险人期间的月数。此外，加入国民年金的，其第1号被保险者的保险费缴纳完毕期间数和相当于保险费四分之一免除期间月数的四分之三的月数，相当于保险费半价免除期间月数的二分之一的月数，以及相当于保险费四分之三免除期间月数的四分之一的月数，加在一起的总月数，必须在6个月以上。

另外，如果领取了退出补助金，申请退出补助金以前的所有期间将不再是加入年金期间。

2 退出补助金的手续

「退出补助金申请书（国民年金／厚生年金保险）」（以下简称「申请书」）附加上下记3所示材料，在诸位回国后向日本年金机构提出申请。本申请书的格式可以从日本年金机构的主页上获取。

(http://www.nenkin.go.jp/n/open_imgs/service/0000005248.pdf)

技能実習情報

— 脱退一時金制度について —

技能実習生の皆さんは、所属する実習実施機関の規模や業種等に応じて厚生年金保険や国民年金に加入し保険を納めることになっています。これらの制度に加入して、被保険者資格を喪失した場合、次の1に示す所定の条件を満たせば、加入状況に応じて納めていた保険料の一部について、返還を受けることのできる制度として脱退一時金があります。本制度は皆さんとも関係深い内容ですので、ここではその概要や手続面を中心として説明します。

1 脱退一時金を受けるための所定の条件

脱退一時金を受けるために必要となる条件とは、①日本国籍を有していないこと、②国民年金又は厚生年金保険の保険料を6ヶ月以上納めていること、③日本に住所を有しないこと、④年金（障害年金含む）を受ける権利を有していないこと、⑤日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求することの5点全てを満たすことです。

なお、上記②に示す6ヶ月以上の月数の計算は厚生年金保険であれば被保険者期間月数となります。また、国民年金の場合は、第1号被保険者としての保険料納付済期間月数に、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合計した月数が、6ヶ月以上に上る必要があります。

その他、これらの脱退一時金を受領した場合は、その該当する期間は年金の加入期間でなかった取扱いとなります。

2 脱退一時金の手続

「脱退一時金請求書（国民年金／厚生年金保険）」（以下、「請求書」という）に次の3に示す書類を添えて、帰国後、皆さんが日本年金機構に請求することになります。なお、本請求書の書式は日本年金機構のホームページから入手が可能です。

(http://www.nenkin.go.jp/n/open_imgs/service/0000005248.pdf)

3 「退出補助金申請書」の必要附加材料

上記申請書の必要附加材料有以下3種：①護照复印件
②退出補助金汇入の銀行帳戶③年金手冊。

其中，①要附加可确认离开日本の最后年月日、姓名、
出生年月日、国籍、署名、在留資格の页面复印件。有很
多漏掉了附加可确认在留資格の页面，所以这点请注意。

②必须有能确认「銀行名」、「分行名」、「分行所
在地」、「帳戶号码」以及「申請者本人の帐号名义」的
材料。「銀行的证明印章」一栏盖上銀行证明印章或附加
銀行發行的证明书，或者附加存折上可确认的页面的复印
件。另外，如果是日本国内的金融机关，銀行帳戶名义必
須还要有片假名登录。

③中的年金手冊要附上原本。如若遗失，请在申請書
背面的「簡历（政府年金制度加入经过）」一栏中，正确
填写所属事业所名，事业所の所在地，工作期间等所需事
項。

4 回国前必須の申請

要申請退出補助金，必須喪失國民年金被保險者的資
格。因此，从日本回国時，請不要忘記向所在地的市区町
村提交「迁出申請」以及「國民年金被保險者資格喪失申
請書」。

5 回国後の申請方法

按照上記4項準備好申請書，附上附件材料，請務必由
本人寄往以下地址。

(收件人)

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構(外国業務グループ)

Tel +81-3-6700-1165

(英文地址)

Japan Pension Service
3-5-24 Takaido-nishi, Suginami-Ku,
Tokyo 168-8505 JAPAN

如遇未填写申請書的必要事項，或是附上的材料不齊
全，则会退还申請書，所以請注意千万不要有遺漏。

3 「脱退一時金請求書」に添付が必要な書類

上記請求書に添付が必要な書類は、①「パスポート(旅券)
の写し」、②「脱退一時金の振込先口座」、③「年金手帳」の3
種類です。

このうち、①では、最後に日本を出国した年月日、氏名、
生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページの写し
を添付します。在留資格が確認できるページの写しの添付漏
れが多いとのことですので、その点に注意をお願いします。

②では「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」
及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類
が必要となります。「銀行の証明印」の欄に銀行から証明を受
けるか銀行が発行する証明書の添付、または預金通帳でこれ
らを確認できるページの写しを添付してください。なお、
日本国内の金融機関で受ける場合、口座名はカタカナ表記で
の登録が必要となります。

③では年金手帳そのものを添付することになります。もし
紛失している場合は請求書裏面の“履歴(公的年金制度加入
経過)”の欄に、所属事業所名、事業所の所在地、勤務期間等
の所要事項を正確に記入してください。

4 帰国前に必要な届出

脱退一時金の請求には国民年金被保険者の資格を喪失し
ていることが必要となります。ついては、日本から出国する
際には「転出届」に加えて「国民年金被保険者資格喪失届
(申出)書」をお住まいの市区町村に提出することも忘れず
に行ってください。

5 帰国後の請求方法

上記4で準備した請求書に添付書類を添えて、以下の宛先
まで必ず皆さん本人が送付してください。

(送付先)

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構(外国業務グループ)

Tel +81-3-6700-1165

(英文宛名)

Japan Pension Service
3-5-24 Takaido-nishi, Suginami-Ku,
Tokyo 168-8505 JAPAN

請求書に必要事項の記載がない場合や添付書類に不備が
ある場合は返送されてしまいますので、そのようなことな

6 退出补助金相关所得税的退还

国民年金的退出补助金不征收所得税，但是厚生年金保险在支付时要征收20%的所得税。这一所得税可以向税务局申报退还。退还手续是在即将从日本回国前，向所管辖的居民登录住址的税务局提交“纳税管理人申请书”（以下简称“申请书”），并指定纳税管理人。纳税管理人除“居住在日本”以外没有其它特别要求，所以可以委托监理团体或实习实施机关。

从日本汇寄退出补助金的同时，日本年金机构寄送「退出补助金支付决定通知书」，请将其原本交给纳税管理人，由纳税管理人代替本人办理退还申报。

「纳税管理人申请书」

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/pdf2/031.pdf>

（国税厅相关网页：

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_9.htm）

7 其他

年金手册的基础号码以及年金手册的记号号码将在申请以后的查询时使用，所以在提交申请书时，务必请将该号码记下来。

最后，为了顺利地应对本案，重点是在诸位回国前预先正确地调整相关材料。因此，也希望与监理团体、实习实施机关进行商量，逐步准备上記2、3所示的相关材料。有不明白的地方，请向就近的年金事务所确认，将这些材料大致准备齐全后，到年金事务所再次核对，也是个好方法。

いよう^{くれぐれ} 呉々も注意^{ちゆうい}をお願いします。^{ねが}

6 脱退一時金に関する所得税の還付

国民年金の脱退一時金は所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の場合は支給の際に20%の所得税が源泉徴収されます。この所得税は税務署に還付申告することができます。還付手続は、帰国前に、日本を出国する直前に住民登録していた住所を管轄する税務署へ「納税管理人届出書」（以下「届出書」という）を提出し、納税管理人を指定することが必要となります。なお、納税管理人の資格は「日本に居住していること」以外特にありませんので、監理団体や実習実施機関をお願いしておくといでしょう。

日本から脱退一時金が送金されると同時に日本年金機構より脱退一時金支給決定通知書が送付されてきますので、その原本を納税管理人に送付し、皆さんに代わって納税管理人に還付申告してもらってください。

「納税管理人届出書」：

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/pdf2/031.pdf>

（国税庁該当ページ：

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_9.htm）

7 その他

年金手帳の基礎番号及び年金手帳の記号番号は、申請後の照会に用いることとなりますので、本件の請求書を出す際は、その番号を必ず控えるようにしてください。

最後に、本件の対応を円滑に進めるには、皆さんが帰国する前に関係書類を確実に調整しておくことが大きなポイントとなります。ついては、監理団体、実習実施機関とも相談しながら、上記2、3に示す関係書類の準備を進めるようにしてください。

なお、不明の点は最寄りの年金事務所に確認しておき、これらの書類が概ね出揃った段階で、年金事務所にあらかじめチェックをお願いすることも良い方法だと思います。